

長野市訪問支援員派遣業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度長野市訪問支援員派遣業務

2 目的

本業務は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

(1)委託者から長野市訪問支援員派遣委託を受け、対象者の家庭へ育児・家事援助等の事業者の派遣を実施すること。

(2)実施後、翌月の15日までに長野市子育て世帯訪問支援事業実施報告書、長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票、長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書、訪問支援費支払請求書を市に提出すること。

なお、本業務の詳細については、別紙「長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」のとおり

5 支援の内容

(1)支援内容

事業者が対象者の家庭を訪問し、育児・家事援助等を実施する。

(2)支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係各部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

ア 要支援児童の保護者

イ 要保護児童の保護者

ウ 特定妊婦

エ アからウまでのいずれかに該当するおそれのある者

オ ヤングケアラーの保護者

カ その他市長が認める者

(3)業務の流れ

- ① 各種母子保健事業、地域担当ケースワーカー、学校、SSW、関係機関が支援対象となる条件にあたる家庭を把握し、子育て家庭福祉課へ連絡をする。
- ② 子育て家庭福祉課担当者と関係者（保健師等）が同行訪問し、支援対象者との面談を行い、申し込み手続きを行う。
- ③ 支援が必要と認められた支援対象者の利用を決定し、受託者が当該支援対象者の支援を行う。

(4) 支援日数及び時間等（基本）

- ① 原則3か月以内（ヤングケアラー等が居る家庭については期間未定）
- ② 午前7時30分から午後9時まで。
- ③ 1日につき2時間、1週間につき2日を限度。
- ④ 利用は1時間単位とする。

(5) 支援内容

育児・家事援助等

（沐浴、子どものお世話、食事作り、掃除、洗濯、買い物、育児不安解消のための相談、支援など）

6 訪問支援員の資格、研修等

(1) 訪問支援は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等資格要件は問わず実施することとし、委託者において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施すること。

また、訪問支援員は、委託者からの求めに応じ、支援検討会議に出席すること。

(2) 研修

受託者は、訪問支援員が訪問支援を適切に行えるよう研修を行い、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

また、委託者が実施する研修に参加すること。

(3) 保険

訪問支援員は、損害補償保険等に加入すること。

7 実施状況の報告

受託者は、1ヶ月間に実施した委託事業について、翌月の15日までに長野市子育て世帯訪問支援事業実施報告書、長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票、長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書、訪問支援費支払請求書を委託者に提出すること。

また、毎月の定期的な報告のほか、委託者から求めがあった場合は、利用者の状況等随時必要な報告をすること。

8 委託料（令和8年度）

1時間あたりの委託料単価は、次の金額とする。

（消費税、交通費、駐車料金、保険料を含む）

| 時間 | 平日 | 土・日・祝日 |
|---------------|---------|---------|
| 7:30 ～ 8:00 | 2,600 円 | 3,000 円 |
| 8:00 ～ 17:00 | 2,200 円 | 2,600 円 |
| 17:00 ～ 21:00 | 2,600 円 | 3,000 円 |

委託者は、報告書及び請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うこととする。

9 支援実績

支援実績は、次のとおり。

| 年度 | 実支援 世帯(世帯) | 延支援 世帯(世帯) | 延支援 日数(日) | 延支援 時間(時間) |
|-----|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 令和元 | 80 | 259 | 1,454 | 2,903 |
| 令和2 | 72 | 238 | 1,351 | 2,690 |
| 令和3 | 100 | 335 | 1,793 | 3,582 |
| 令和4 | 119 | 392 | 1,951 | 3,866 |
| 令和5 | 134 | 471 | 2,308 | 4,606 |
| 令和6 | 94 | 297 | 1,489 | 2,927 |
| 令和7 | 42 | 129 | 741 | 1,428 |

※令和7年度は、令和7年12月末時点の実績

10 その他

- (1) 同一同時間で最低2世帯の支援が可能であること。
- (2) 長野市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
また、業務の執行上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
なお、本業務により取得した個人情報は、当該業務終了後、直ちに適正な方法により廃棄すること。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに委託者と協議すること。